



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
 - 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部道路課）…三
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 公 告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…八
 - 開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…八
 - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条第一号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱の一部改正……………（環境局環境改善部環境保安課）…八
 - 職員団体の登録……………（東京都人事委員会）…八

正 誤

告 示

○令和二年十月五日付東京都告示第千二百四十二号……………九

●東京都告示第百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第百七十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

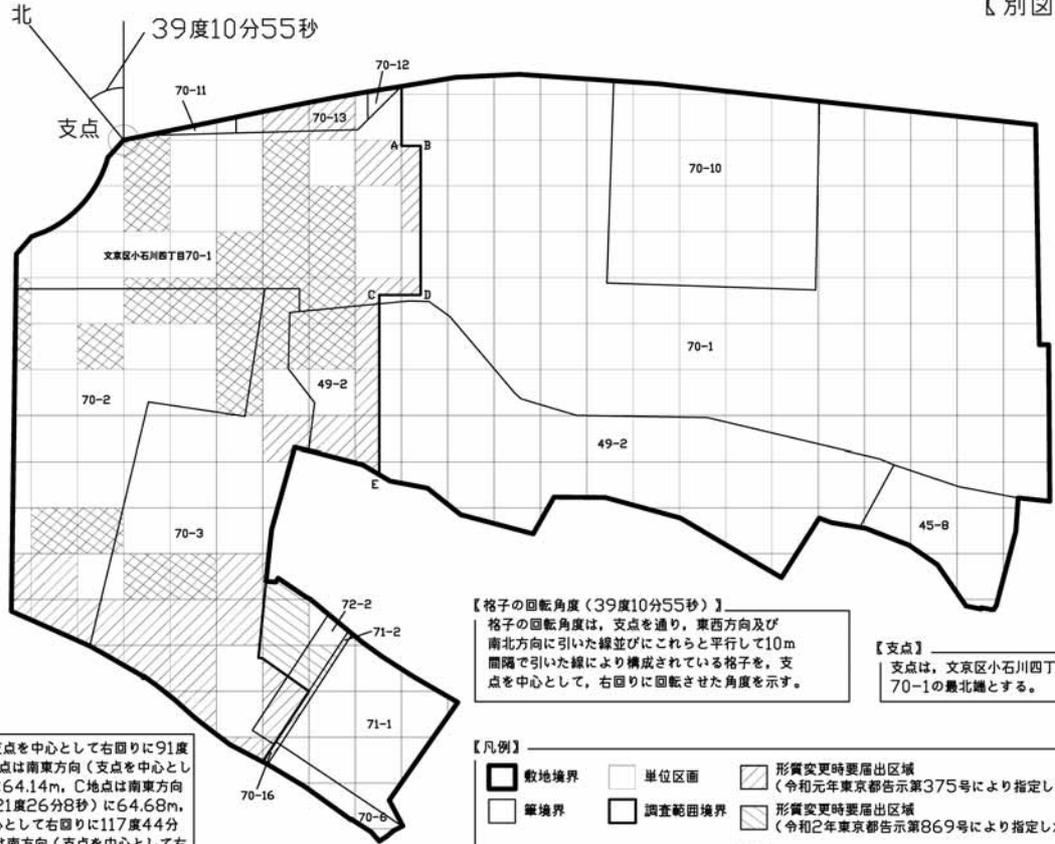
一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区小石川四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染除去等の措置 土壤汚染の除去

【別図】



【地点の位置】
 A地点は支点より南東方向（支点を中心として右回りに91度11分25秒）に60.01m、B地点は南東方向（支点を中心として右回りに91度6分49秒）に64.14m、C地点は南東方向（支点を中心として右回りに121度26分8秒）に64.68m、D地点は南東方向（支点を中心として右回りに117度44分54秒）に72.46m、E地点は南方向（支点を中心として右回りに142度49分52秒）に91.35mの位置とする。

【格子の回転角度（39度10分55秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、文京区小石川西丁目70-1の最北端とする。

- 【凡例】
- 敷地境界
 - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域（令和元年東京都告示第375号により指定した区域）
 - 筆境界
 - 調査範囲境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域（令和2年東京都告示第869号により指定した区域）
 - ▩ 指定を解除する区域

●東京都告示第百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第百九十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

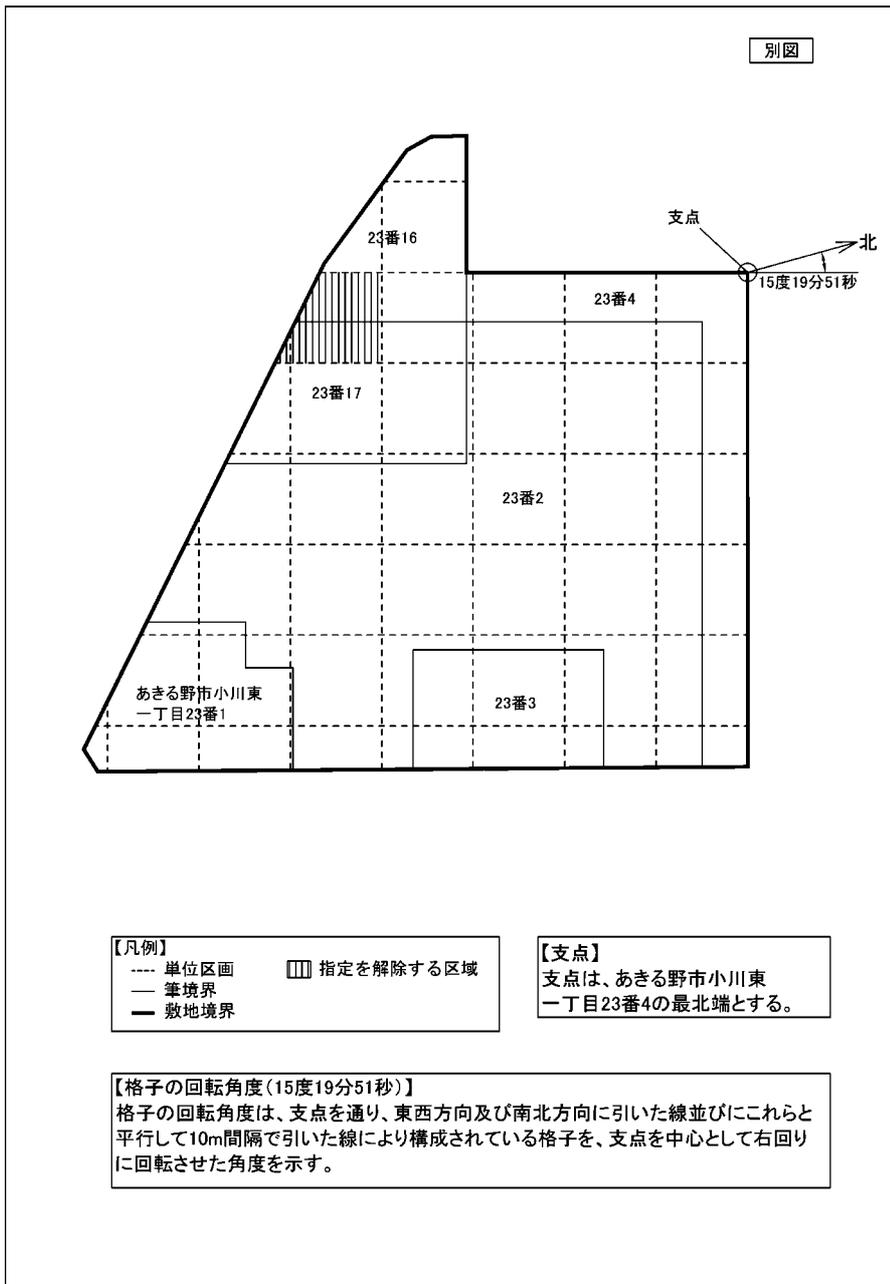
令和三年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（あきる野市小川東一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 羽村瑞穂

二 変更の区間 羽村市川崎一丁目五百八十九番四地先から同市五ノ神一丁目九番一地先まで

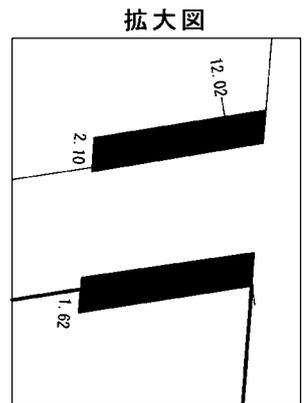
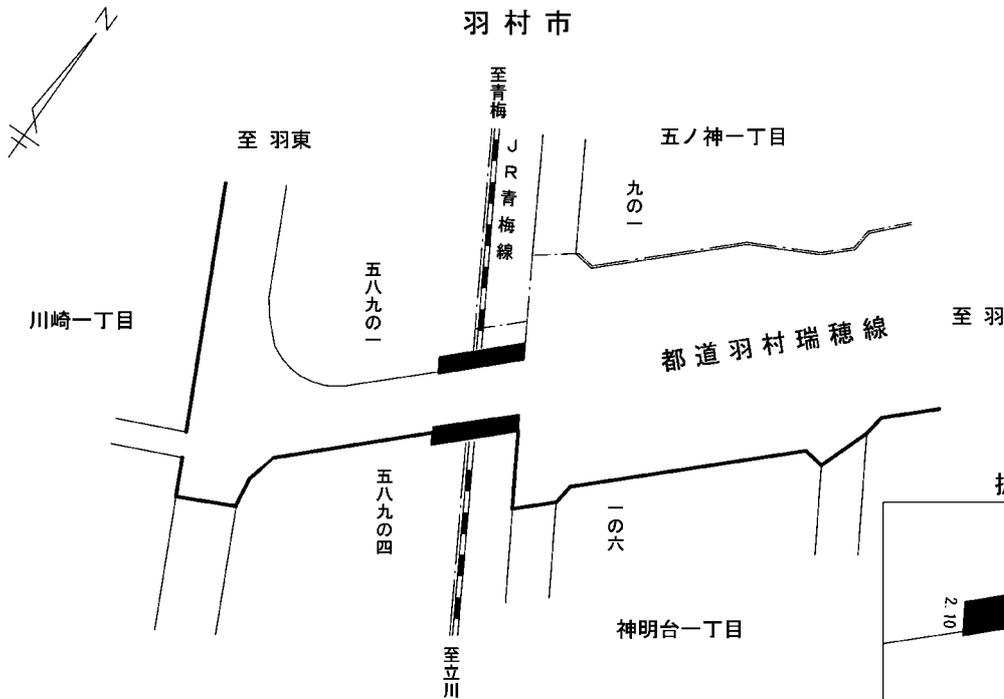
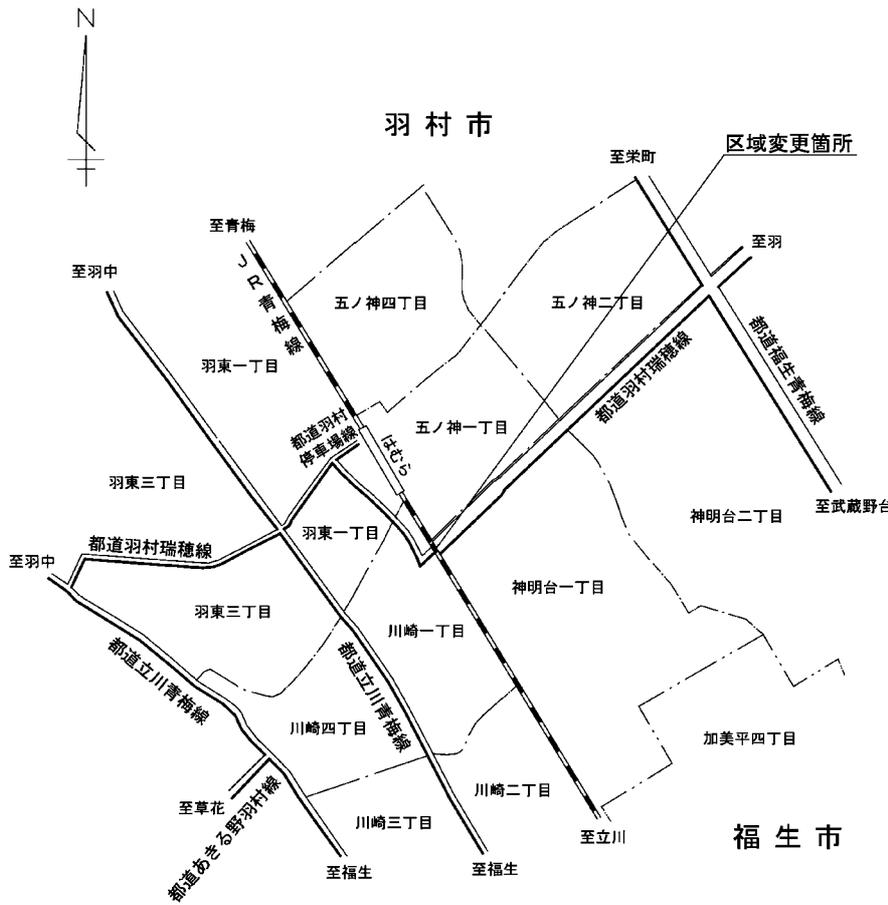
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道羽村瑞穂線区域変更略図

羽村市川崎一丁目～五ノ神一丁目

延長 一五・一二メートル
 面積 五六・三六平方メートル
 編入区域
 市道
 都道



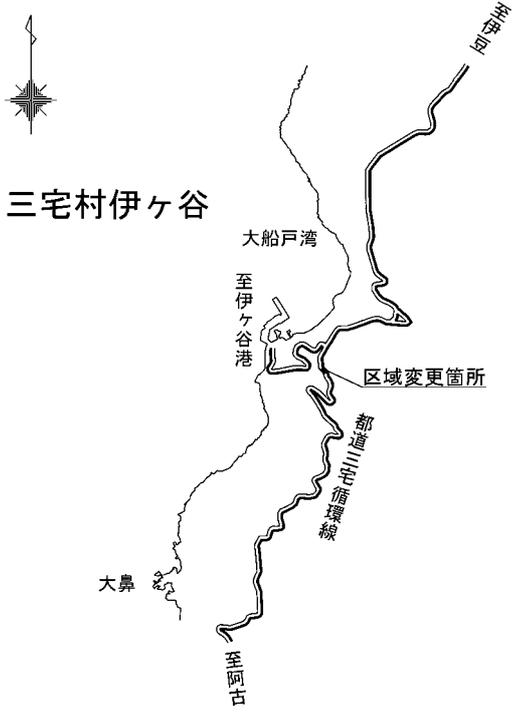
●東京都告示第百三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別 図

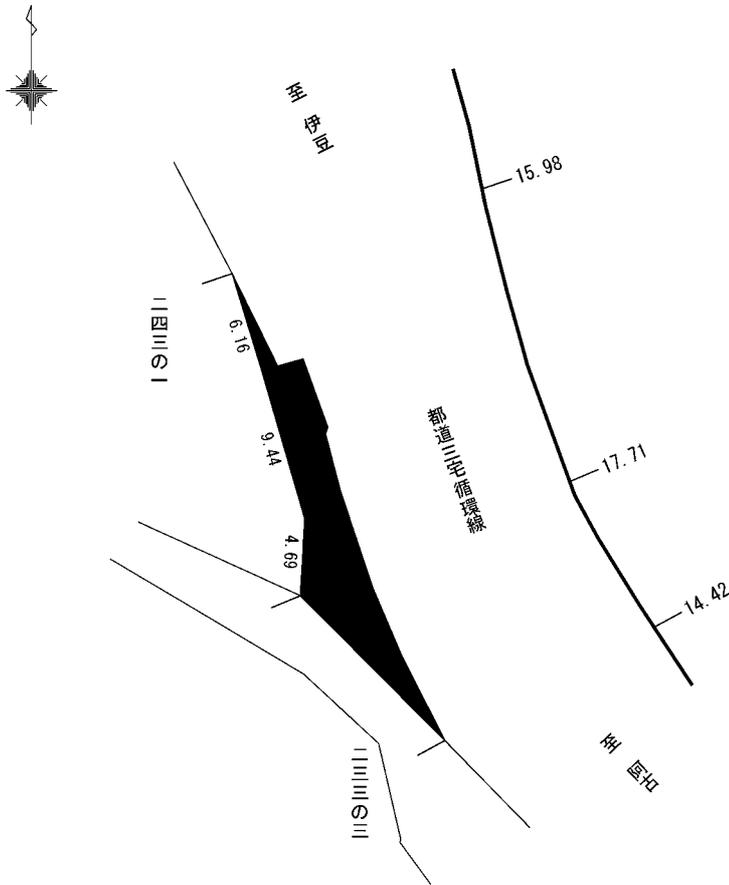
都道三宅循環線区域変更略図
 三宅島三宅村伊ヶ谷地内



延長 二九・五八メートル
 面積 六五・六〇平方メートル



三宅村伊ヶ谷



その関係図面は、令和三年二月十八日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年二月十八日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 三宅循環
- 二 変更の区間 三宅島三宅村伊ヶ谷二百四十三番一地先から同所二百三十三番三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第百三十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別 図

都道三宅循環線区域変更略図

三宅島三宅村伊ヶ谷地内

都 道

編入区域

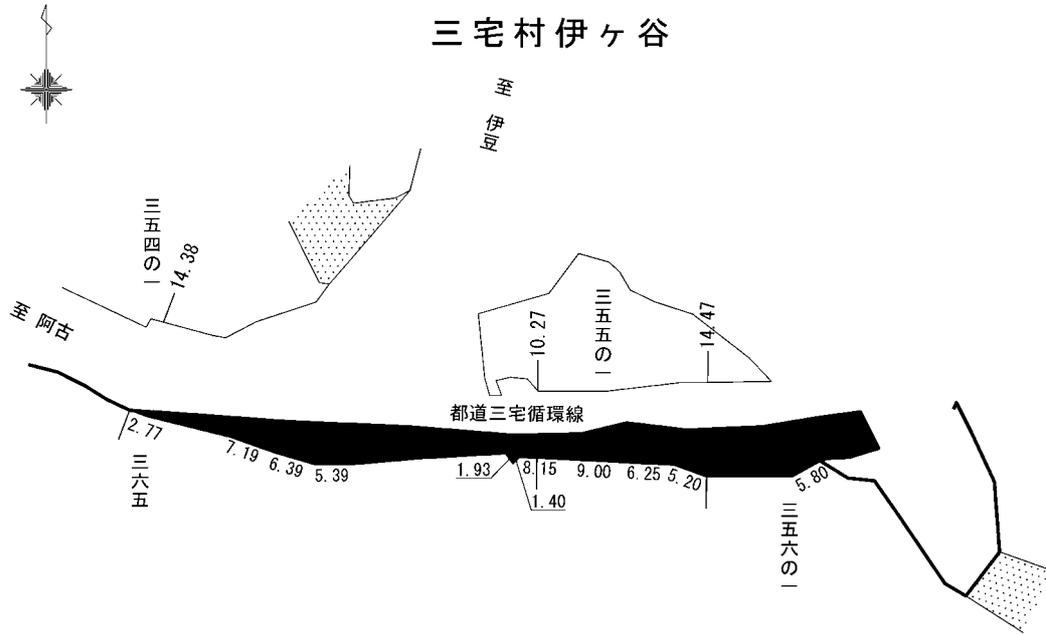
延長 一一二・〇九メートル

面積 五五九・〇五平方メートル



その関係図面は、令和三年二月十八日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年二月十八日
 東京都知事 小 池 百合子

三宅村伊ヶ谷



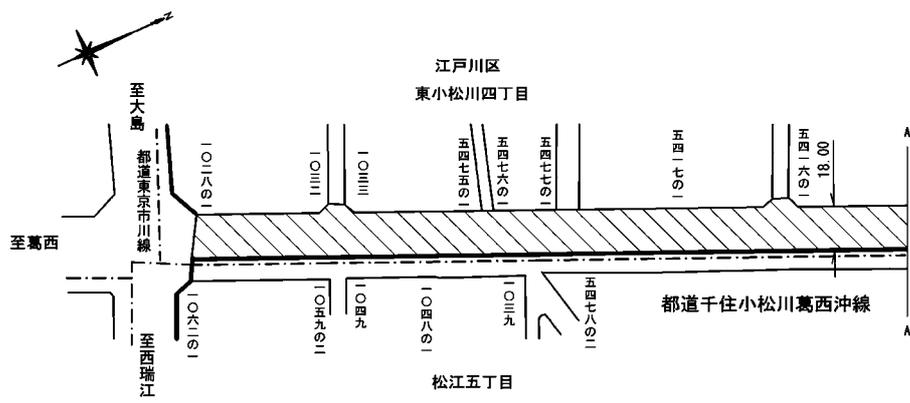
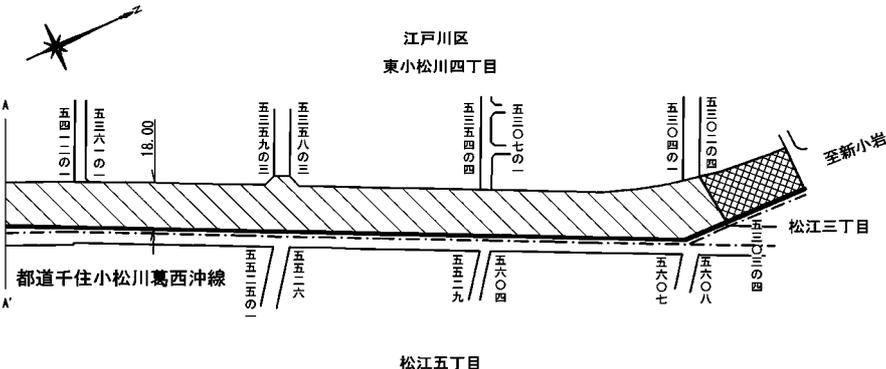
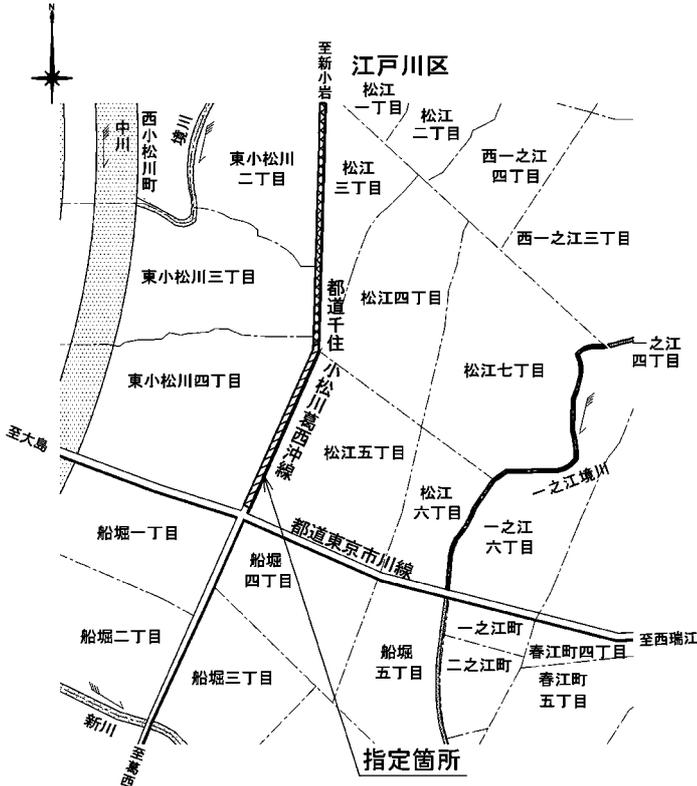
- 一 路線名 三宅循環
- 二 変更の区間 三宅島三宅村伊ヶ谷三五五六番一地先から同所三百六十五番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第百三十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道千住小松川葛西沖線
 江戸川区松江三丁目～東小松川四丁目

都道
 特別区道
 指定区間
 延長 五五八・六二メートル
 (電線共同溝予定名称 千住小松川葛西沖・五号)
 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。
 令和三年二月十八日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道千住小松川葛西沖線

二 指定する区間 江戸川区松江三丁目五千三百三番四地
 先から同区東小松川四丁目千二十八番
 一 地先まで
 別図表示のとおり
 三 指定の概要

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 名称 事業所の所在地 取消年月日
城西燃料 杉本 幸司 練馬区南大泉一丁目四十七番七号 三十一日
株式会社

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 協議が成立した者の 含まれる地域の名称 の住所及び氏名
日野市大字新井八百二十一番 新宿区西新宿二丁目八番一 号
一部(第一工区) 東京都知事 小池百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 の住所及び氏名
小平市上水本町四丁目千五百 東村山市廻田町三丁目二番 三十三番一、千五百三十四番 地六
二及び同番三 株式会社森林木材秋山工務 店
代表取締役 秋山 卓也

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条第一号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱の一部改正について

一部改正について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条第一号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱(平成二十七年二月二十六日付二六環改保第八百七十七号)の一部を次のように改正した。

令和三年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

要綱中

「(改正) 令和2年3月25日付31環改保第976号」を
「(改正) 令和2年3月25日付31環改保第976号
(改正) 令和3年2月8日付2環改保第1001号」に改め
る。
別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉕」を削る。
別記第三号様式中「㉖」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「㉗」を削る。

次の附則を加える。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条第一号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱別記第一号様式から第五号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員団体の登録について

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十三条第五項の規定に基づき、令和三年二月四日に次のとおり職員団体を登録した。

令和三年二月十八日

東京都人事委員会

- 一 職員団体の名称 東京都非常勤講師組合
- 二 主たる事務所の所在地 東京都千代田区西神田二丁目七番十一号 北村ビル三〇一 内
- 三 代表者の役職及び氏名 執行委員長 岸本 俊之

正 誤

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

